

第9回データ利活用制度・システム検討会

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年4月15日（火）10:00～12:00
2. 場所：デジタル庁14階会議室
3. 出席：

安中	良輔	日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策 GL
生貝	直人	一橋大学大学院法学研究科教授
稲谷	龍彦	京都大学大学院法学研究科教授
岩村	有広	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
上野山	勝也	株式会社 PKSHA Technology 代表取締役
岡田	淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
落合	孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
越塚	登	東京大学大学院情報学環教授
巽	智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
丹野	美絵子	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生 活専門相談員
森田	朗	一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事

<ゲストスピーカー>

- | | | |
|----|-----|-----------------------------|
| 佐脇 | 紀代志 | 個人情報保護委員会事務局長 |
| 藤岡 | 由佳子 | 金融庁総合政策局総合政策課金融経済教育推進室長 |
| 平林 | 孝之 | 経済産業省商務・サービスグループキャッシュレス推進室長 |

<事務局>

- | | | |
|----|----|----------------------------|
| 小川 | 康則 | デジタル行財政改革会議事務局長代理 |
| 村上 | 敬亮 | デジタル行財政改革会議事務局長補佐／デジタル庁統括官 |
| 山澄 | 克 | デジタル行財政改革会議事務局審議官 |
| 吉田 | 宏平 | デジタル行財政改革会議事務局審議官 |
| 木尾 | 修文 | デジタル行財政改革会議事務局参事官 |
| 坪井 | 宏徳 | デジタル行財政改革会議事務局参事官 |
| 小林 | 剛也 | デジタル行財政改革会議事務局参事官 |
| 中野 | 芳崇 | デジタル行財政改革会議事務局企画官 |
| 楠目 | 聖 | デジタル行財政改革会議事務局企画官 |

<オブザーバー>

瀬戸口	丈博	公正取引委員会事務局経済取引局調整課長補佐
吉屋	拓之	個人情報保護委員会事務局参事官
其田	真理	デジタル庁参与
黒簀	誠	デジタル庁統括官付参事官
八代	将成	総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長
守谷	学	経済産業省商務情報政策局情報経済課長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 重要論点についての議論（医療分野、モビリティ、金融分野）
 - (2) 討議
3. 閉会

(資料)

- 資料1 落合構成員資料
- 資料2 事務局提出資料
- 資料3 金融庁提出資料
- 資料4 経済産業省提出資料
- 資料5 参加者名簿

(概要)

○森田座長 皆さん、おはようございます。ようやく春らしくなってきました。

それでは、ただいまより、第9回「データ利活用制度・システム検討会」を開催いたします。

まず、事務局から本日の進行についての御説明をお願いいたします。

○山澄審議官 事務局でございます。

本日は、まず前回の会議で時間が不足いたしまして討議ができませんでした事項につきまして、個人情報保護委員会からコメントがあり、討議を行う時間を設けたいと考えております。

続きまして、個別分野の論点ということで、モビリティ分野、医療分野、金融分野の検討状況につきまして、政府及び落合構成員からお話をいただいて、討議をいただきます。

資料は席上のタブレットに格納してございますので、問題がございましたらいつでもお申しつけください。

本日、安中構成員、生貝構成員、稲谷構成員、岩村構成員、巽構成員はオンラインで御参加でございます。

上野山構成員は御予定のため10時半頃からオンラインで御参加の予定でございます。

また、岩村構成員が御予定のため11時40分頃退席と伺っております。

阿部構成員、依田構成員、宍戸構成員は御欠席でございます。

事務局からは以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、議事に先駆けまして、先日の会議で時間切れとなっていました個人情報保護法に関する指摘につきまして、個人情報保護委員会の佐脇事務局長から御説明をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○佐脇局長 佐脇でございます。お時間をいただきまして、ありがとうございます。

先日の会議での個人情報保護法に関する御説明に関連いたしまして、何人かの構成員の方から御指摘をいただきました。それぞれにつきまして逐一の御回答もさることながら、実のところ、官民のデータ、特に官の中のデータの利用という観点に鑑みますと、前回で触れておいたほうがよいのではないかと思う論点が1つ抜けている気がしたものですから、今回改めて質問に対するコメントという形を取りながら、何らかの今後の検討の足しにしていだけないかという趣旨で発言の機会をいただいた次第でございます。

1つ目は、稲谷構成員からだったかと思いますが、行政機関の中のベース・レジストリなどを例に挙げながら、個人情報の提供ということを考えた場合、そのリスクをリスクベースの整理にすれば、例えば特定の行政機関から特定の行政機関に提供等をした場合、データの属性に相違がないのであれば、いずれも行政機関の中で同質なガバナンスの下で管理されるのであるから、柔軟なルールにする余地があるのではないかという御指摘だったと理解しております。

個人情報保護法においても、民間規律については少なくともリスクベースということを中心とした可能な範囲で取り入れる工夫をしつつあるわけですが、民間規律の場合、何と何の対抗関係の中でリスクベースという議論を優先的に掲げていくかという場合に想定しておりますのは、個人の人権や、自分のデータをできるだけ自分が管理したいという利益などとの関係でございます。リスクベースは、客観的に見て、このように取り扱ったとしてもあなたのリスクは少ないのだから、このような取扱いをしてもよいのだということでございまして、人権やプライバシーはある種非常に主観的な価値でございますので、それはさておき客観的なリスクで評価してよいのだという世界に変わっていくということでございます。民間規律の場合は人権や自己情報コントロール権と通常言われるような、そういった利益との関係での整理ということになります。

一方、公的規律のかかる、行政機関が保有するデータという場合には、もちろんそういった観点もあるわけですが、個人データを1つのフィールドにしながら、長年国

家と個人という観点で議論が丁寧に行われておりましたのは、行政機関が個人情報を持することの正当性や説明責任という視点でございます。これは釈迦に説法の部分もございますが、行政機関の場合には、本人の意思に依拠せず、政策的な必要性、権力的な行為によってデータを取得することがむしろ原則でございますので、法に基づく行政という理念、民主的統制の下で取得すべき情報のみを取得し、管理すべき方法で管理し、使うべき目的のみに使うという視点が、従前から個人の権利利益、自己情報コントロール権的な発想に加えて、かなり大きなウエートを占めながら制度として組み立てられてきたという事情がございます。このために、当初国民との関係で整理した情報を持つべき理由や主体に変化が生じる場合には、利用目的その他のルールに立ち戻った議論がどうしても必要になるということが現行の整理でございます。

しかしながら、多くの場合、その議論をしようと思うと、このように使うのだという改めての政策決定、つまり真正面から民主的な手続を経ながら、行政の権能から利用目的をちゃんとひもといて変更するということを乗り越えなければならないということでもございます。同意に依存していないというのも、政策決定に依存するということでもございますので、そのために真つ当な手続を経なければならないということになるわけでございますが、行政の現場をよくする立場からしますと、どうしても相当の政策決定コストがかかるものですから、もともと例外的に用意されていた、本人の同意がある場合に利用目的以外の目的のために利用できるということが、ある種魅力的に映ってしまうという事情がございます。もともとは臨時的な例外的な局面を念頭に、本人の同意などをエクスキューズに利用する道として準備されていたものでございますけれども、現状、実態としてより多目的の機関での共有が必要になるものですから、もともとの趣旨を超えて、政策決定という比較的真つ当であるが重いプロセスを経ずに、臨時的なものを曲解して多用することに逃げてしまっている部分があるのではないかと見えております。

元に戻りまして、どうしてそうやってきたかということ振り返って考えますと、行政のデジタル化以前の段階では、部署ごとに名簿を管理、利用すればよくて、他の部署でも同じような個人情報を利用しようと思っても、特定の部署の名簿を他の部署に必要な名簿に転換すること自体にむしろコストがかかりますので、それぞれの部署が適宜情報を集めて使って捨てるというほうがむしろ違和感がありませんでした。そこでは、今のような前提でルール設計をしても問題なかったのだと思いますけれども、御承知のとおり、デジタル化、構造化、ID管理などによりまして、連携・共有が極めて簡単にできるようになったことで、リスクや行政の効率性の観点から、実態とルールとの間にそごが生じているということなのかと思っております。

したがって、これらを両立させる形、つまり個人の権利利益に加え、行政機関の場合には民主的な統制という要請もあって現行制度となっているということを考える場合には、どのようなデータを他部署あるいは複数部署で連携・共有すべきなのか、あるいは新たなデジタル環境の下での行政におけるデータ連携、データ保有・管理の在り方を考えま

して、それに法律レベルでの正当性を与え、国民にも堂々と説明し、柔軟に使うというようなプロセスを経ていくほうがよいのではないかという気がしております。そのために、国民との関係でのデジタル化という意味でのデジタルガバメント以前に、政府の中でのデータの使い方という意味でのデジタルガバメントの新しいアーキテクチャーが示され、それに適合的な個人情報保護のルールはどうあるべきかという順番でデザインできればと思いますが、先日デジタル庁の説明はその点ではやや不十分だったと思いますので、そこから先の議論がしづらいと思っている次第でございます。

次に、話は変わりますが、行政機関等匿名加工情報につきまして、落合構成員と生貝構成員から御指摘がございました。実のところ、制度の手続の複雑さも先ほど申し上げたことに若干関係してございまして、匿名加工処理を行えば、はた目で見ると本人との関係はなくなってしまうので、リスクベースで考えると自由に利用してよいのですけれども、いかんせん先ほど申し上げたような行政と情報に関するドグマが前提になっているため、政策目的との関係でも、一旦それを切断し、まず何のために利用するのかも含めて提案を受け、そして、匿名にされているとはいえ、どう使われるのか自体も、行政が持っているデータを匿名化する以上しっかり見るべきというのが、現在の行政機関等匿名加工情報の制度の前提になってございます。私自身としましては、匿名化されてなお、そのような世界に残し続けることにどれほどの国民経済的なメリットがあるのかは十分検討し得る対象だと思いますが、少なくとも現状においては、かなり丁寧にその辺りは仕組まれております。おそらく匿名加工に関するリスクをまだ限定する向きも多く、かつ実際に匿名加工情報はどのようなものとして流通し得るのかということの実態もない中でつくられた制度という事情もあるのかもしれませんが、現状そのようになっていることについて補足で説明させていただいた上で、直近のデータについては、生貝構成員の御質問もございましたので申し上げますが、直近の公表ベースである令和5年度は、地方公共団体9団体に対しまして13件の提案がなされた結果、最終的に行政機関等匿名加工情報にするという契約にたどり着いたのは3団体ということでございました。

様々な要因があろうかと思えますし、手続的な難しさなどもあるのかと思ってございますが、行政機関等匿名加工情報がここまで制度導入以来使われていない状態は、制度を所管している立場としましても気になっているものでございますので、どこまで踏み込んだ対応ができるのか、ある種ゼロベースで考える余地があるのかと思ってございます。

長くなりましたけれども、私からの補足の御説明でした。どうもお時間をいただき、ありがとうございました。

○森田座長　ありがとうございます。

この際でございますので、前回の個人情報保護委員会事務局の御説明、また今回の御回答につきまして、少し質疑の時間を設けたいと思っております。御発言のある方はいつものようにネームプレートを立てるか、あるいは手を挙げていただければと思います。

稲谷構成員、どうぞ。

○稲谷構成員 御説明いただきましたものですので、私からもお返事をさせていただければと思います。

大変難しい論点につきまして、大変充実した御説明をいただきまして、誠にありがとうございます。

おっしゃるように、公的機関が保有するケースと私的機関が保有するケースにおいて恐らく考えなければいけないリスクも変わってきますし、そもそもの議論の出発点の文脈も違うところがある、その辺りを踏まえながら今後どうするかという議論が必要ではないかについてですが、そのとおりなのかと思います。ただ、他方で、もともとの公法上のプライバシー権の成り立ちも、これも御存じのように、国が保有する情報が差別的な使い方や濫用的な、特に政治的な圧迫に向けた使われ方をするリスクがあり、それがひいては権威主義的国家の成立につながっていくのだという、そのような文脈の中で出てきた議論かと存じます。このような背景でなされた議論が、その後の技術的な変化に対応して、もともと取得段階の規律であったものが、その後いわゆる構造的なアーキテクチャを利用した、その点も御言及がありましたけれども、コントロールに基づくリスクの低減みたいな問題に焦点が移っていているというところもございます。

ただ、おっしゃいましたように、この問題をリスクベースで考えていく、この辺りのリスクを捉えながら考えていくという話になりますと、どうしてもどのレベルにリスクを抑え込めばいいのかについては、最終的にはまさに民主的な正統性、民主的に正統な決定の仕方みたいなものも問題になってくるところでもございます。またこの点を徹底するためには、まさに各官庁できちんとリスクプロファイルをやっていただいて、そのことについてのアカウンタビリティをどういう形で果たしていくのかといった点も当然問題になります。さらに言えば、御指摘があったように、これによって追加される情報管理コストあるいは情報利用コストのバランスみたいなものをどう取るのかという問題もあると思います。

ですから、何か今すぐどうこうという話では恐らくないのだろうと思いますけれども、まさにおっしゃいましたように、もともとは個人の幸福追求権、プライバシー権はどちらかというと防御権的な話だったわけですがけれども、この会議で累々出てきていますように、デジタル化によって必ずしもそれだけでは捉え切れない側面が出てきて、その中で公的機関が持っているデータをどのように連携してうまく使っていくことが幸福追求権の実現に資するのかという議論が出てきたときに、今、申し上げたような諸点を考えながらどういう形で将来的なアーキテクチャーや法の組み方を考えていくのが重要な論点になり得ることが確認されたのかという点におきましては、全くそのとおりかと思います。今後ともいろいろと議論ができればと思います。どうもありがとうございました。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続いて、落合構成員。

○落合構成員 どうも御説明ありがとうございました。非常に丁寧に御説明をいただいたと感じてございます。

私のほうでは2点ございまして、1点が、先ほどデジタル庁で十分にアーキテクチャーを示されていないので検討がまだという部分がございましたが、こういった部分が特に示される必要があるとお考えなのかをお伺いしたいと思いました。

2点目が、行政機関匿名加工情報についてですが、件数を御報告いただいて、改めて件数がかかなり少ないのではないかと思います。恐らく法施行されてから平均して年に1団体あるかないかというくらいかと思いますので、そういう意味ではより使われるようなバランスが取れた制度はどういうものかを考えていくことが重要ではないかと思います。

私のほうは以上でございます。

○森田座長 生貝構成員から御発言があるかもしれませんが、その前に1問目についてお願いします。

○佐脇局長 ありがとうございます。

おそらく今はデータが縦割りに、すなわち、部署ごとに必要に応じて個人に関するデータを管理し、それを使うことを前提に整理されており、法制度のありようもそれと適合的になってしまっているのではないかという御説明をしたと思っております。データ自体はもともと共有して使うという場合あるいは共通基盤として設けておくことが望ましいデータが、今は狭義で、特に非個人データを中心に整理されている。ベース・レジストリのほかにも、個人に関連するデータについても存在する可能性があると思っております。

果たしてそれが一定のバウンダリーを設定した上で観念できるのであれば、場合によっては使い方についての事後的なレポートのような義務が必要なのかもしれませんけれども、今の法体系のターミノロジーでいえば利用目的をそういうものとして想定した上で、正々堂々とそれを使っていくという世界になるのかと思います。今のDXを前提とした行政活動を、様々なデータをむしろ使って発見し、それに基づいて住民サービスその他を提供するという行政活動を前提としたときに、サービス提供主体たる行政機関が一体どういう構想でデータを共有し、利用しているということのほうがいいのかを、部署ごとにそれぞれが持っているということではない在り方として整理する余地があるのであれば、一旦それについてのリソースを考えてみるということもあるかと思っております。

さらに、これは個人情報保護委員会として何かしっかり調査等した上での発言ではないことを留保いたしますけれども、この検討会の構成員であられます上野山さんもおっしゃっておりましたとおり、今後AIが高度化してまいりますと、データを構造化することを前提としてどう使うかを飛び越えて、データをレイクの中に放り込んでおいた上で、適宜そこから必要なものを構造データがごとく引き出し、処理し、サービスを提供し、またレイクに戻すというデータベースを前提としないアーキテクチャーさえもあり得るのだと思います。民間企業の一部にはそれに踏み込み出しているところもあると思いますが、そうすると、ファイルやデータベースを前提にしたガバナンスとアウトプットとの関係、それを

国民に対してどう説明するかとの関係が、従前とは相当違ってくる可能性もあります。

この点、当然この時間軸によりましてどこまで見通してハードローが対応できるかという根本的な問題があるにせよ、ステップ・バイ・ステップで行政におけるDXになじんだデータ構造がどうあるべきなのかというビジョンをぜひアップデートしながら、パーシャルな部分でございます個人情報についてのレギュレーション、イノベーションを進めていくという手順で考えられればと思っております。そうでないと、どうしても利用目的規制をどう柔軟にするかという非常に矮小な議論に終始してしましまして、パッチワークにすぎないことを3年に1回やるのかと思うところもないわけではございませんので、そのためには、デジタルガバナンス、デジタルガバメントについて例えば何年後にどのような構造であるのが理想的だという議論ぐらいはあってもよいのではないかと思った次第です。

以上です。

○森田座長 よろしいですか。

○落合構成員 どうもありがとうございます。

非常に貴重な議論で重要な御指摘があったのではないかと思いますし、ベースレジストリのお話を最初に御念頭なのかと思いましたが、それだけに限らないもう少しデータ構造そのものについてどう考えるかというお話でありました。確かにベースレジストリ以上の話は前回なかったように思いますので、そこもまた村上統括官なども中心に議論する機会などがあるといいのではないかとはい思いました。ありがとうございます。

○森田座長 どうぞ。

○村上局長補佐 リンクトデータという技術がございまして、実は国立国会図書館が採用してございます。これはRDBになるようにデータを構造化してやるのではなく、常に3つのデータのつながりを山のようにため込んでいって、あまり構造化しない状態でスタックするという技術で、AIには向いているのではないかとされていますが、ただ世の中のデータベースのまだ99%はRDBをベースとした仕組みというのは承知をしております。実は前のアドバイザリーからも、例えば自治体データを全部リンクトデータ化して自由にやれるみたいな特区的な実証をやってみたらどうかなどという御提案を個人的にお持ちの方がいらっしゃいまして、今すぐそちらに移るといふ議論ができるほどの熟度は技術的にはまだないかもしれませんが、佐協事務局長御指摘のとおり、中長期的にそういったものを採用する可能性も含めて検討を始めるにはいい時期に来ているかもしれないということが、デジ庁サイドでの現状認識であります。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

生貝構成員、よろしいでしょうか。御発言の希望はないですか。

では、ほかの方も関連して何か御発言があれば、どうぞ。よろしいですか。

ありがとうございました。

大変重要な論点だと思いますけれども、短い時間で結論に達するような話ではないと思

いますので、それでは、この議題はこれぐらいにいたしまして、本日の次の議題に入りたいと思います。

まずは、落合構成員から発表をお願いいたします。

○落合構成員 今日ありがとうございます。

私からモビリティーに関係してということで、欧州版のモビリティーデータに関する部分を少し御紹介させていただきたいと思っております。

次のスライドをお願いいたします。今回は主に欧州のことを書かせていただいています、そもそも欧州と日本で公的部門のモビリティーに対する関与の仕方や、もしくは自動車販売等に関する取引構造などに違いがありますので、法制度の違いも含め、それは割り引いて比較をさせていただければと思います。

では、次のスライドをお願いいたします。これは1回目のときに発表させていただいた資料を若干調整させていただいたものではありませんが、準公共分野の中で金融、ヘルスケア、医療、教育については既に議論の重要な俎上に上っていると思いますが、今後モビリティーのような部分もそうですし、例えばエネルギーに関する部分もしくは生活インフラに関する部分、こういった部分なども議論がされていくといいのではないかと私としても考えていたところでした。

次、お願いいたします。また資料の再掲となりますが、オープンデータに関する部分がモビリティーに関しては基礎になる部分があるかと思っております。特にこのオープンデータの整備やその利用について、欧州の場合にはオープンデータ指令、その前からもともと幾つかの流れがございますが、整備されております。特に高付加価値なデータについてAPIによる提供を義務づけるという形を行っております。その中の一部にモビリティーに関するデータも入っておりまして、公としてこういうデータを整備していく方針の整理がされております。

続きまして、次のスライドをお願いいたします。米国においても、必ずしも欧州と一対一対応するものではございませんが、オープンデータガバメント法も整備されております。オープンデータに関しては、欧米ともに法整備がなされている状況であると認識しております。

次のスライドをお願いいたします。まず、公共交通に関するデータの整備を見ていきたいと思います。この中で1つ重要になりますのは、Intelligent Transport Systems指令、いわゆるITS指令があります。これは2010年の指令となっておりますが、道路交通、その他の交通手段とのインターフェースに適用されるようなインテリジェント交通システムの導入と、利用を加速して共通の標準と仕様を採用するための仕組みとなっております。その中で、交通ネットワークを監視、評価、管理したり、安全性、効率性の向上であったり、またリアルタイムの交通データを利用できるようにするという、緊急対応などもスムーズにできるようにすることが目的とされています。さらにまた交通データについては加盟国ごとになるかと思いますが、ナショナルアクセスポイントという、データを集中して

アクセスできるようにするような仕組みを整備することとされております。

この次のスライドをお願いいたします。2010年につくられた後に、2019年にITS指令の再評価がなされております。ITS指令自体はEU全体でのIntelligent Transport Systemsの展開にプラスになっていた部分があるものの、しかしながら、地理的にある程度限定された範囲で展開されていることや、EU全域でのシームレスかつ継続的なサービス提供ではまだ課題がある、ということで見直しがされたております。

スライドの右のほうには、ナショナルアクセスポイントについて、2019年の時点でどのように整備されていたのかも、そのときの評価資料の中にありましたのでご紹介します。各国において一定程度進んでいるという評価ではありますが、完璧なものではない様子は見てとれるのではないかと考えております。

そういった中で、2023年にITS指令が整備されていますが、この適用範囲としましては、必ずしもいわゆる従来型の公共交通だけではなくて、マルチモーダルでの情報や、予約券サービス、さらに自動運転などの新興サービスまで踏み込んだ形での拡大を図っております。その中で、特定の必須のITSサービスについて、機械可読形式の重要なデータの提供を義務づける権限を付与する、という形で整備がされています。利用者において、さらに広範なリアルタイム情報を受領できるようにしていくことも試行されています。これは公共交通そのものだけではなくて、トンネルや橋、こういった交通インフラそのものの情報も収集していて、工事や交通に関する規制も整備をされている状況です。こういったITS指令の実施に当たっては義務づけのような部分も出てきてはいますが、データ交換を促進するための標準やAPIの開発、こういった施策については官の側でも支援しながら進んでいるものがございます。

では、次のスライドをお願いいたします。また、そういった中で、このITS指令自体は何度もアップデートされてございます。右のほうの図がITS指令の委任立法になっている部分、これは何度もアップデートされてきているという部分を端的に示させていただいております。直近では2024年にもさらに整備がされている状況です。

一方で、このオープンデータ指令とITS指令が基本的には欧州のモビリティデータに関する基礎的な仕組みになっていると考えております。その中で特にオープンデータ指令を最初に御紹介させていただきましたが、特にこちらについては公共部門のデータであるような場合にオープンな再利用の権利について保障するということで、基礎的な事項を整備している部分がありますが、さらにITS指令で別途データ整備などについても進めていくことも示しています。それぞれ、双方補完をするような関係があるように、私個人としては感じています。

また、このデータの集積やサービス予約等の連携という意味では、鉄道旅客の権利に関する規則も整備されており、2022年のITS指令の改正でもデータと予約サービスとの統合を目指すような議論もなされております。

一方で、指令はあくまで規則そのものではありませんので、各国において法整備をされ

ている場合もあります。例えば、フィンランドの例がMaaSの文脈では著名かとは思いますが、フィンランドは極めて限定した数の交通機関しかありません。同じように義務づけをしている例としてはフランスの場合があります。民間事業者側も含めてLOM法という形でデータ整備について強い義務づけを行っているものがあります。ただ、一方で、そういう義務づけ型だけが唯一の選択肢なのかというと、オランダではもともとのオープンデータの施策などを背景にしてデータ整備を行っていたり、フランスについては民間も含めてということはかなり厳しい内容ですが、ドイツなどでは公共交通を中心にするような取組から順次進めているということもあります。

次のスライドが、公共交通に関するデータの整備状況ということで、フランスのナショナルアクセスポイントの例を御紹介させていただいています。この中で様々なモビリティデータが示されており、また民間事業者もかなりいろいろなグーグルなど日本で提供されているようなサービスの事業者もございますし、そういった事業者もこういったナショナルアクセスポイントを使っているということです。私も個人的に昨日GAIA-XのCTOと打合せをしましたが、こういったナショナルアクセスポイントがあること自体もモビリティデータスペースの中で非常に重要な構成要素になっている、というお話がありましたので、こういった公における整備が、データスペース自体の民間も含めた整備にも役に立っているところがあるかと思っています。

次に、また少し内容が違う点に入っていきたいと思います。これは自動車のある種のIoTデバイスと見たときのデータ整備というところです。データ法がありますが、生貝先生に詳細の枠組みは御紹介いただいております。このデータ法の適用範囲は、コネクテッド製品、IoTデバイスなどがありますが、それとさらに関連するようなサービスについて、そこに蓄積されているようなデータを利用できるようにすることについて、一部義務づけを行っている法令になっています。

下のほうに行きますが、コネクテッド製品や関連サービスについては、バイデフォルトで容易かつ安全に無料で包括的で構造化され、一般的に使用されるような機械が読み取り可能な形式でデータが提供されることが重要であるとされています。そういった義務をデータ保有者に対して行うことがデータ法の中では定められています。リアルタイムなデータをつくって全部提供するところまでは、必ずしも義務付けていないのがデータ法です。

これと自動車の関係を次のスライドで見たいと思います。このデータ法の適用範囲について、これは見解の相違が立場によってかなり強い論点かと思いますが、特にアフターマーケット、販売した後の保守、修理、メンテナンスなど、こういった事業を行うような事業者団体から見ると、こういった車両の機能やリソースそのものにアクセスできないと、十分にメンテ市場みたいなものは確立できないのではないかと主張しています。消費者団体からは、ブランドをまたいだような修理やサービスは、それぞれ独立系のメンテ工場などにとっては、メーカーごとに契約していくことが極めて大変で、なかなかそういったことはできないのではないかとといった指摘をされています。一方で、メー

カー側からすると、既にデータ法で車載データに対するアクセスは十分確保できているはずであるということもありますし、また企業秘密の漏えい、データの悪用に対する懸念も示されております。場合によっては、米系の大手ITプラットフォームなどに、自動車産業も支配されるのではないかと、ということについての懸念も出されています。

次のスライドをお願いします。自動車のデータ整備については、2022年にパブリックコメントがなされておりまして、後にも紹介させていただきますが、まだ具体的な特別法は詳細にはフレームが示されていない側面があります。ただ、2022年の議論が比較的詳しい内容を示していますので、御紹介させていただきます。ただし、データ法自体が直近になって整備が進んできているところがあり、2022年はデータ法の最終的な整備前の議論ではありますので、その点も含めて割り引いて聞いていただく必要があるかとは思いますが。

オプションとしては、そもそも分野別の介入はしないという考え方、これはオプション0で示されております。データ法の透明性の措置に加えて、特定のモデルやバージョンの車両について、アクセス可能な車両データや機能、リソースのリストを車両メーカーが公表などを行うことを求めていくことを、オプション1としております。さらにオプション2が、型式承認を行う際にデータ、機能、リソースの最小限のリストに対して、遠隔かつ特定の形式でアクセスができることの証明まで要求していくものです。さらにオプション3となると、データのアクセス方法やガバナンスルールまで明記をしていくということで、以上のように幾つかのオプションが示されている状況です。

次のスライドをお願いいたします。自動車データの特別法についての直近の議論の状況ですが、直近の重要な文書としては「Industrial Action Plan for the European automotive sector」というものが比較的重要です。この中では、データ法の適用開始時に、車載データに関するガイダンスを一部整備する、というような方向性が示されています。

一方で、データ法自体がどう働くのかを評価しながら、さらに車載データへのアクセスに関する立法や、欧州の自動車モビリティプラットフォームの設立の可能性など、さらなる検討も考慮していくことを指摘しております。

ただ、こういったデータ法もそうですし、自動車データの特別法についてもそうなのですが、自動車のアフターマーケットに関して、EUの競争枠組みとしてはアフターマーケットにいろいろな事業者が参入してほしい、という考え方がもともと背景にかなり強くあるように思われます。どういう部分を競争市場にしていこうかという視点で考えていったときに、さらにそのデータが連携できることがどう役に立つのか、という観点で見られていますので、日本においても、データの法制度そのものだけではなくて、さらに競争環境をどう整えていこうか、という考え方も必ずしも欧州と同じではないところがあります。このため、欧州の場合はこういう考え方で整理をしたという内容と、日本では、法制度そのものだけではなくて、競争政策としてもどういう部分を強調していくのかを改めて考えていただくことは重要と思っております。

次のスライドをお願いしたいと思いますが、EUでの状況を見ていくに当たって、デジタ

ル政策の転換についても、御考慮に入れていただくことは重要ではないかと思っております。今年の1月29日に「A Competitiveness Compass for the EU」という文書が出されておまして、これはいわゆるドラギレポート、イタリアの元首相のドラギ氏が2024年9月に出したレポートをさらに敷衍している部分があります。規制対応の負担が欧州の競争力のブレーキになっているのではないかという観点で、さらに規制の簡素化をEUの法体系の中でもしっかり進めていく、ということを打ち出しているものです。

さらにその後「A simpler and faster Europe: Communication on implementation and simplification European Commission」といった文書が出ておまして、その中ではデジタル法体系が、コンプライアンスを促進するために必要なガイダンスや基準を超えて、さらに中小企業などの企業ニーズや制約を適切に反映しているかどうかを検証されなければならないとされています。その中で、例示としては、GDPR、データガバナンス法、データ法、サイバーレジリエンス法、AI法などが見直しをするべき可能性がある対象として列挙されています。特にGDPRの簡素化や、中小企業に対する負担軽減に関する議論は、今年の前半から開始される可能性が、幾つか欧州においては報道がされています。

また「AI Continent Action Plan」も直近でありまして、その中でも規制の簡素化は主要項目の一部と示されており、そういう中ではむしろアクションプランの一部として、AI規則だけではなくて、どちらかというところの「Cloud and AI Development Act」ということで振興法を整備していくということを持ち出しております。

次のスライドをお願いいたします。こちらが最後になります。日本でのモビリティータの整備についても、若干だけ申し上げさせていただきたいと思います。基本的な視点としては、公共交通等のモビリティサービスへのアクセスは、利用者にとって重要な社会的な機能を提供するものと考えております。モビリティータを介してのデジタル空間でのアクセス確保は、社会生活においても重要な機能を持つのではないかと考えられます。また、公共交通においては、許認可業務等として国の補助等も得ながら実施しているような場合もありますが、もっとも、経営が厳しい事業者がたくさんいることも事実ですので、それも含めて考慮する必要がありますが、データアクセス環境の整備を考えることが重要ではないかと思えます。

一方で、公共交通における静的な情報の集積がどういう形でできるのかですが、例えばバス、鉄道など、様々な許認可体系の中で、本来的には運行情報などが報告される仕組みがあります。そういったデータを集積していった、民間活用につなげていく仕組みをどう考えるかがあります。また、様々なモビリティータへアクセスできるようなアクセスポイントの整備や、機械可読化など、様々なユーザーが利用するようなプラットフォームサービスの中で利用することにも適したような形の標準化の整備や、一方で、中小事業者等も多くありますので、データ整備に関する業務・財務上の補助も考えていくことも重要ではないかと思えます。

アクセスポイントの整備や標準化に対する国・公的機関の関与というのは、データの提

供者、利用者の双方にとって重要な工数の削減につながるものだと思っております。モビリティの話だけではなくて、本日は金融分野も後に議論されるかと思いますが、そういった分野も含めて、複数の分野に共通するような重要論点であるように考えております。

また、道路に関する情報の整備もありますが、まだ十分議論されていなかったように思っておりますが、モビリティサービス自体の高度化もありますし、災害対応や安全運行、持続可能性の確保などの観点で、どのように整備していけばいいのかを考えていくことが重要ではないかと思っております。公共交通に関する動的情報や、新たなモビリティサービスに関する情報も、まずは静的な情報から段階的にはあろうかと思っておりますが、進んでいくことも重要ではないかと思っております。そういった新興のサービス、自動運転なども含めて、どう考えていくかも今後検討されることが重要ではないかと思っております。

私の説明は以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

続きまして、事務局の資料について御説明をお願いいたします。

○坪井参事官　事務局でございます。

まず、個別分野としての医療についての御報告、御説明ということになります。

医療につきましては、これまでの検討会、それから主には2月26日の検討会で御議論いただきまして、その際、様々な御意見、御指摘をいただきましたので、改めて事務局で簡単に整理をさせていただきました。

こちらの資料を御覧いただければと思いますけれども、大きく3点に整理をさせていただいております。

まず、1つ目、医療データの利活用に関連して、体系的な議論の必要性について御指摘をいただいております。日本の現状を踏まえて足りない部分はどこかといった点を含めた議論の重要性について御指摘いただいております、その1つの点としましては、3つ目のポツにありますけれども、公的データベース以外の医療データを含めた2次利用の在り方について御議論いただいたと認識しております。そして、4つ目のポツですけれども、個人情報保護法との関係も含めまして、データの利活用を進めていくための法的措置の必要性等についての御意見もいただいております。

そして、その上でということになりますけれども、大きく2つ目としましては、必要な医療データを利活用できるようにするために、データ保有者に対するインセンティブや一定の強制力、こういったものも含めまして、どのように情報を収集するのか、そして個人の識別や連結の解析なども含めまして、こういった利用環境をつくっていくのかといった観点から、様々な手段、方向性についての御意見をいただきました。

3つ目としましては、一番下になりますけれども、こうした取組に関連しまして、諸外国の動向を踏まえますと、まさに今、議論を進めるタイミングであり、スケジュール感を持って迅速に進めていくべきであるという点について御意見をいただいたということでまとめさせていただいております。

こうした点を踏まえまして、次のページでございますけれども、取りまとめの方向性についてお示しさせていただいております。

1つは、既に我が国で進められております医療DX等の取組との関係では、公的データベース以外の医療データを含めた2次利用の全体像といったものの議論が課題として残されているという中で、この議論を行うことを通じてしっかり全体像を明らかにしていくこととしてはどうかということでお示しをさせていただいております。

具体的には、その下を書いてございますけれども、公的データベース以外の医療データを含めて、あるいはこの検討会でも様々御紹介のございましたEHDS等の取組を踏まえまして、2次利用に利用していく医療データの範囲について議論するということが1つあるのではないかと。

そして、2つ目ですけれども、こういったデータについて、一定の強制力あるいはインセンティブを含めた収集と利活用ができる仕組みの在り方の議論です。これは当然医療データを収集するための現場の負担の軽減等々、そのコストとの関係も含めて議論を行う必要がございますけれども、そういった内容に関する議論。

3つ目、情報基盤の在り方を含めた利活用の在り方の議論です。これにつきましては、特に検討会でも2次利用を前提とした1次利用における情報基盤の確立が重要という課題についてもお示ししておりましたけれども、1次利用との関係も含めまして制度的な議論が必要になるということでもございます。

最後、4つ目のポツですけれども、個人情報保護とデータ利活用の在り方の議論ということになるかと思います。現在、個人情報委員会の方でもいろいろ検討が進められておまして、先日の検討会でも個人の権利利益への影響という観点も考慮した規制の在り方等についての御紹介もございました。例えば統計作成が目的の場合に関しては、個人の同意なく個人データの第三者提供を認めてはどうかというお話もございましたけれども、こういった見直しの方向性が医療の分野、特に臨床研究という場面でどこまで活用できるのかという整理、これからなされるということだと思いますけれども、こういった議論の進捗状況も踏まえた議論も重要になってくると認識してございます。

それから、下のほうになりますけれども、こういった議論は、規制改革推進会議でもこれまで取り上げられてきた議論でもございます。そういった意味では具体的な議論が実行されていくことが重要ですので、担当省庁とその役割分担、計画工程等について、基本方針等で明確にしていくことを検討してはどうかということで、これまでの御議論を踏まえた方向性についてまとめさせていただいております。

医療分野の説明については、以上になります。

引き続き、金融分野について、小林参事官、お願いします。

○小林参事官 引き続きまして、金融分野におけるデータの利活用についての資料説明をさせていただきます。

前回の資料の再掲でございますけれども、金融分野のデータの利活用についてというこ

とで、右のほう、主な論点ということでおさらいでございます。1つ目が、利用者起点からの金融データの利活用の必要性・有効性ということで、生活上の様々なニーズ、人生の各ステージにおけるライフイベントの中で、国民はどのような金融情報を自身で各段階において把握する必要があるかということが論点です。

また、その下にありますように、オープンバンキングからオープンファイナンスへということで、銀行口座につきましてはAPI連携を進めたところでありますけれども、これに加えて、クレジットカード、電子マネー、証券、保険、年金等のデータ連携を促進させることで、国民にとって便利なサービスができるのではないかとといった論点を前回御議論いただきました。

本日、金融庁、そして経産省から発表がございますので、軽く御紹介しますと、まず金融庁からはユーザー目線、利用者目線で見たときに、いかなる場面で金融のデータの一覧性を持たせる必要があるかといった点とか、その際に必要となるデータの種類、範囲といった観点からの発表をしていただきます。

経産省については、次のページをめくっていただきますと「未来投資戦略2017」ということで、これは閣議決定文書でございますけれども、この中におきまして、このオレンジに塗られている箇所「クレジットカードデータ利用に係るAPI連携の促進を図りつつ」ということで、API連携を図っていくといったような方針と。

また、次のスライドをお願いします。同じく平成29年ということで経産省の資料、これもオレンジで網かけしておりますけれども、安全の確保に懸念が生じたり、API連携が円滑に進まないなどの場合は、法令を含めた対応を改めて検討することが適切であるということを経産省からレポートしているといった状況がございますので、こういった資料も踏まえつつ、経産省からはクレジットカード業界におけるデータ連携の検討状況及びその後の進展について発表いただく予定でございます。これらの発表の後、それぞれの取組についての構成員の皆様方の御意見を頂戴できれば幸いです。

金融データの分野は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

今も御案内がございましたが、続きまして、金融庁の藤岡室長から御発表いただけるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○藤岡室長 金融庁金融経済教育推進室室長の藤岡でございます。

それでは、私から利用者起点の金融データの利活用という観点から、本日は、家計のライフプラン設計・アドバイスのための金融情報の「見える化」について、簡単に御説明いたします。

次のページをよろしくお願いいたします。家計に対するアドバイスの流れということで、こちらは日本FP協会のホームページからお借りしておりますけれども、一人一人の状況に寄り添ってライフプラン設計のアドバイスを行うためには、フロー・ストックの両方について家計の現状把握が必要ということでございます。こちらを御覧いただきますと「STEP02

現状把握」というところで、右側にもう少し詳しい記載がございますけれども、そもそもファイナンシャルプランナーへ相談に行くときにどういう準備をしておくといいですかということで、家計状況が確認できるものということで、赤字がございますけれども、家計簿や収支・貯蓄状況、ローン返済状況が分かるもの、保険証券などを準備しておくといいでしょうというアドバイスがなされているということでございます。

次のページにお進みいただきまして、FPさんが実際にどのようにヒアリングをしていくかというときのイメージですけれども、先ほどの情報をもう少し可視化すると、家族構成についてお伺いして、収入はお幾らですかと。フローですね。支出についてもフローで出ていくもの、ストックとしてどういう資産がおありかと、そういうことを聞いていくことが重要であるということでございます。

次のページにお進みいただきまして、では、これはどういうことかということで、こういう個人のお金に関するプランを立てていくときにアドバイスをさせていただくということでもありますし、自分自身でも考えるということかもしれませんけれども、その際に必要な情報・データということで、トップボックスにありますけれども、現時点で多様な事業者で情報が分散していると。家計の金融データを集約、見える化する如果能够できれば、一人一人が御自身のライフプランを設計・点検し、場合によっては外部のプロの方のアドバイスを提供いただくことが容易になるのではないのかということで、真ん中のほうにございますけれども、例えばということで預金、ローン、決済サービス、公的年金、私的年金、証券口座、生命保険、今はこれらの情報が点在しているということですので、必要なライフプランを設計するという観点から必要な情報を見える化する、そういった金融データを基に一人一人のライフプランを設計・実行支援をサポートしていくことができればよりよいのではないのかと。

私の説明の主たるメッセージはこちらなのですけれども、もう一枚おめくりいただいて、金融庁の施策ともう少し関連づけて申し上げますけれども、金融経済教育推進機構という認可法人をつくりまして、昨年4月ということでちょうど1年前ですけれども、昨年の8月から本格稼働して、こちらのステップ1、ステップ2、ステップ3とございますけれども、主にこういった事業をJ-FLECと呼んでいますけれども、金融経済教育推進機構は行っております。アドバイス事業としてはステップ2とステップ3がありますが、重要なものということですので、より本格的なその方のライフプランなどを踏まえた上でお金を払ってでも聞きたいという相談がステップ3で、そちらについては我々の施策としては割引クーポンをつけますよということをやっております。

もう一枚おめくりいただきまして、では、ステップ3のアドバイスはどういったものかがポイントなのですけれども、左から①収入と支出の見える化、資産と負債の見える化ですので、フローとストックの見える化をまずすると。その先にライフプランの表の作成があつてと。こちらの我々が本当に有益だと思うアドバイスですけれども、それはこの3つをまずはしてくださいと。そういったものは有益なアドバイスであると思うので、それに

については補助をつけますよという施策になっているのですけれども、その先にオプションで資産形成のプランの検討やアセットアロケーションの提案があるということです。

いずれにいたしましても、先ほどの3枚目のスライドになりますけれども、点在している金融の情報についてしっかり見える化をして、我々としてはこれが最終的にはライフプラン設計・実行支援ということで、究極的には個々人のファイナンシャル・ウェルビーイングにつなげていければと思っておるところでございます。

金融庁から簡単ですけれども、本日のプレゼンテーションになります。ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございました。

続きまして、経済産業省商務・サービスグループ、平林キャッシュレス推進室長から発表をお願いいたします。

○平林室長 経済産業省キャッシュレス推進室の平林でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは「APIに係る経済産業省の取組」ということで、まず2ページを御説明させていただきますと思います。2017年以降の経産省の対応経緯というところがございますが、「未来投資戦略2017」を受けまして、当省では2018年4月にAPIガイドラインを策定いたしまして、公表をしたところがございます。また、2024年には、日本クレジット協会¹と電子決済等代行事業者協会による検討会をセットさせていただきまして、連携元・連携先双方のメリット・デメリットやコスト負担の考え方について意見交換を実施してきているところがございます。

経産省の対応を時系列に沿って簡単に説明させていただきますが、まずはスライドの右側を御覧ください。2017年3月、カード会社、フィンテック企業とAPI連携の在り方について議論を開始いたしました。2017年5月にイノベーション創出、こういった観点から、法律改正ではなくてガイドラインの策定が望ましい、こういった結論に至ったわけでございます。その後、2018年4月に「クレジットカードデータ利用に係るAPIガイドライン」というものを取りまとめまして、公表いたしました。2019年4月にはこのガイドラインを実務レベルに詳細化した「キャッシュレス決済データ利活用に係るAPIガイドライン」というものを公表したところがございます。2024年には、先ほど申し上げましたが、クレジットカード会社とAPI化を促進するために日本クレジット協会¹と電子決済等代行事業者協会による検討会をセットいたしまして、現在その協議を進めているところがございます。

次のページでございます。APIガイドラインの概要でございますが、こちらについて簡単に御説明させていただきます。前のスライドでも御説明いたしましたとおり、この2018年4月に公表した「クレジットカードデータ利用に係るAPIガイドライン」、こちらを基に実

¹ 「日本クレジットカード協会」と発言していたが、発言に誤りがあったため発言及び資料4（P2）について修正

務レベルに詳細化したものでございます。その際に、銀行での取組を参考にいたしまして、2018年4月公開のガイドラインで不足しているドキュメントの整備を併せて実施をしています。本ガイドラインでは、主にこのAPI開発の理念、原則、セキュリティ対策、利用者保護に関する基本的な考え方、電文仕様標準、利用契約の条文例、そして接続チェックリスト、こういったものを規定しているところでございます。

こういった取組を進めてきた結果でございますけれども、現状のAPI対応状況がどうなっているのかというところでございますが、右側に少し記載させていただいておりますけれども、我々から大手8社にヒアリングを行ったところ、5社が対応しているというところでございまして、各社ガイドラインに沿って対応を行っているというところを確認しているところでございます。

次のページでございます。API連携に係る課題というところでございますが、この課題については、まさに両業界の検討会の中で特定していく部分ではないかと考えているところでございますけれども、その課題の1つといたしまして、この費用対効果は認識しているところでございます。クレジットカード会社からすれば投資が必要であるという一方で、費用対効果が低く、その優先順位が低いといった判断をする会社さんも一定数存在していると認識をしております。また、受益者負担という考え方に立つと、電子決済等代行業者協会、そして消費者が一部費用を負担するといった選択肢も考えられるわけでございますが、いずれも許容可能な負担額が低いと考えております。

まず、クレジットカード会社側ですけれども、弊省のアンケート結果から連携している会社、していない会社ともに費用対効果で判断していると考えております。左側の表でございます。5社が自社ビジネスにメリットがあると判断してAPI連携している一方で、連携していない3社は投資対効果が低い、またほかに優先すべき投資案件がある、こういった理由で連携が行われていないと聞いております。この費用対効果が低いあるいは低いと判断されるといった理由なのですけれども、今後確認していくことが必要ではございますが、短期的なメリットが見えづらいこと、セキュリティ対応等の優先度の高いシステム投資がほかにあって、それらと比較したときにその優先度が上がらない、こういったことが理由として考えられるのかと思っております。

一方で、消費者、電子決済等代行業者も支払える費用が低いのではないかとというところなのですけれども、スライドの右側に過去の公正取引委員会の調査結果をお示ししております。この消費者が自身の情報を参照するのに料金が発生することについてどのように考えるか、こういった問いなのですけれども、約60%の方々が料金が発生するのは納得できないと回答しておりまして、消費者が支払える費用も低いのかと考えます。そうすると、消費者にサービスを提供する電子決済等代行業者がカード会社に支払える費用も低くなるのかと想定しておりまして、いずれにせよ、このようにAPIに関わるプレーヤーそれぞれにとって費用負担のハードルはどうしても出てきてしまう。必要なコストをどう捻出するのか、捻出できないということが大きな課題であると想定をしております。だからできな

いというところではないのですけれども、そのため、今後この両業界の検討会といったものを通じて、両業界のメリット・デメリット、またコスト負担、こういったことの考え方について議論していく、こういったことが必要ではないかと考えているところでございます。

我々からは以上でございます。ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、プレゼンテーションが終わりましたので、これからディスカッションに入りたいと思います。御発言のある方はいつものように適宜ネームプレートを立てて、またオンラインの方は挙手ボタンを押していただければと思います。時間は今日はかなりたっぷりございますので、どうぞ。

安中構成員、どうぞ。

○安中構成員 製薬協の安中でございます。どうもありがとうございます。

資料2の医療分野について、3点ほどコメントさせていただきたいと思います。

1点目でございますけれども、3ページの意見の要約の箇所でございます。私や他のプレゼンターの方々の意見を丁寧に反映いただきまして、ありがとうございます。おおむね異論ございませんけれども、一番上のほうの（全体像の議論や新たな法制度の必要性）の4ポツ目に「個人情報保護法の見直しの検討の動向も踏まえつつ」とございますけれども、この検討会や規制改革推進会議の健康・医療・介護ワーキング・グループ等での議論を踏まえまして、先んじて個人情報保護法の手当てをできるものについては先にしておくことも重要かと思えます。せっかく本検討会の事務局と個人情報保護委員会事務局の皆様がしっかり連携されているとお見受けいたしますので、ぜひ御対応をお願いしたいと思います。

2点目でございます。4ページの（今後の検討内容）に「グランドデザイン」という単語がございますけれども、これは2次利用のグランドデザインということではなくて、EHDSのように1次利用と2次利用のグランドデザインが必要だということが加藤様や私のプレゼンの趣旨でございましたので、この資料はこのままで結構ですけれども、今後策定予定の基本方針の中では、その点を意識した記載にさせていただき、誤解のないようにしていただけるとありがたいと思っております。

3点目でございます。4ページの下の方です。（検討の主体、工程の明確化）で、1つ目の○に「担当省庁とその役割を明確化することを検討してはどうか」、2つ目の○に「工程（スケジュール）を明確化することを検討してはどうか」とございますけれども、これらについては賛成いたします。これらを検討することはもちろん必要でございますし、いずれも明確化が必要と私どもは考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、上野山構成員、続いて稲谷構成員の順でお願いいたします。

○上野山構成員 上野山でございます。参加が飛び飛びになって恐縮なのですが、非常に有益な情報共有をありがとうございます。

私から議論の前提に関する御質問なので、私が追いつけていないだけかもしれないのですが、1点お伺いします。落合構成員がプレゼンされた資料の3ページにも記載されていますとおり、各国で準公共の注力セクターみたいなものが議論されているということだと思っておるのですが、今回の議論においては、日本においても当然データが持つ可能性やリスクみたいな意味合いは産業ごとに全く異なると思うのですが、今回議論の前提として、日本においてはデータの持つ可能性やリスクみたいな観点において産業の類型化は既になされているのかどうかの御質問です。

例えば医療、教育、交通などは準公共分野なのか、あるいは通信、防衛、半導体などはすごく重要だねとか、なぜこれを言っているかという、今回の議論の出口は何かしらの新たなデータに関する法律で一定のガードレールをつくるということだとしたときに、分野横断的な法律と特定分野の法律みたいなものは出てくると思うのですが、あまりにデータが広い概念であるので、横串で何かをやろうとすると物すごく難易度が高いと思っておるので、1つのアプローチとしては準公共分野の定義や産業の類型化をして、特定分野類型においてはこうみたいなアプローチも1つあるのかと思っているのです。大分議論の前提のところで私が追いついていないだけかもしれませんが、念のためお伺いさせていただきます。

○森田座長 ありがとうございます。

これに関しては伺ってからにしましょうか。

それでは、次は稲谷構成員。

○稲谷構成員 ありがとうございます。

大変充実した御報告を皆様ありがとうございました。

実際、私のこれから申し上げることは上野山構成員の御発言とも関係があるのかと思うのですが、まずそもそもどういう視点から連携を進めていくのかということについて、何か統一的な視点を置いたほうが良いと思っております。こちらについては、最初に申し上げたように、私個人としては幸福追求権の実質化、誰一人取り残さないデジタル化みたいなことが明確にデータ連携によって実現される、さらに言えば、データ連携することによって新産業が創出され、あるいはデータの連携を通じた新しいデジタルエコシステムみたいなものが出来上がることによって、さらに個人の幸福追求に貢献するようなサービスが出てくることが期待されるような、そういう領域から重点的にやっていくという話になるのだらうと思っています。

まず、それぞれのプレゼンについて、そういった観点から少しコメントということなのですが、モビリティに関してなのですが、恐らく最後のスライドに示されていたように、道路に関するデータをどう使っていくのかというのは今後極めて重要になるのではないかと考えています。なぜかという、まずそもそも道交法については、デジタル化

されたサービスを展開する上で、定量化するなりなんなりしてもうちょっとデジタルフレンドリーに変えていくことはきっと必要になるだろうと思います。また、そのことによって自動運転システムの安全性の向上や普及促進なども進んでくるところがありますので、道路データを活用できるようにしていくことは恐らく極めて重要なだろうと思います。

それから、安全性の向上という観点から行きますと、国民の生命や財産等に直結してくるようなデータにつきましては、特に重大インシデントや事故時についてはデータを連携できるようにしていくことはきっと必要なだろうということは言えると思います。ただ、一方で、プレゼンにもございましたようにビジネス上の機微に関わるデータみたいなものが連携を義務づけられるというパターンになってくると、ここには何らかの補償措置みたいなものを考えなければいけないというパターンもあるかもしれませんし、あるいは悪用を防ぐためのセキュリティーを高めていくことを一緒に考えていかなければいけないというところもあります。ただ、それもガバナンスコストやセキュリティーにかかるコストがあまりに高くなり過ぎると、結局のところ、産業の創出に足かせになるというところがありますので、そういったことが起きないように、これも検討会の場で申し上げてきましたように、法や技術的な措置を統合的に運用することを通じて可能な限り合理的に抑えていくことが必要になるだろうと思います。

次に、医療のほうなのですけれども、これがこれまでも議論されてきたように、ある種、個人最適化されて医療が届くことによって、国民の幸福追求権の実質化に貢献するところは間違いないと思います。また、典型的にここはデータを連携したい人は結構いっぱいいるのだろうと潜在的には思える分野なので、というのは、いろいろな病院がデータを持ち寄ってもっと高度な医療をやりたいと、そういう意欲は持たれていると思いますので、データ連携について、そういう意味ではインセンティブ整合性があるのだろうと思います。しかし、これも先ほどコメントが安中構成員からもありましたが、現行の情報に関する法律の立てつけでありますとか、あるいは現状連携のための技術的基盤がしっかりしていない、さらに連携のコスト負担は誰がするのですかといったところがあるために議論が進まない状況ですので、むしろある種の障害をどう取り除いていくのかという観点から議論していくことによって実現が進んでいく分野なのかと見えますし、事務局の資料もそういった方向性として理解できるのかとお聞きしながら思ったところです。

次に、金融なのですけれども、ここはかなり難しい問題もあるのかと思うのですが、まずそもそも認知限界や情報過多によって適切な金融商品の購入や金融サービス、決済手段の選択などがだんだん難しくなっている状況は前提にしなければいけないのだろうと思います。そうすると、自身で何でもかんでも情報を集めて解決できる人とそうでない人の格差は拡大していくことになるわけですし、金融データを連結することによって個人最適化されたサービスが実現すると、こうした状況が改善されるわけですし、多くの人にとって適切な金融商品や金融サービスを受けることが可能になり、ある種個人の幸福追求のために最適化されたサービスを受けられる、この状況がファイナンシャル・ウェルビーイ

ングということになるのであるとするならば、そこは目指すところとなると思います。

ただ、これまでのこの検討会での様々な議論を伺っていると、現状では先ほどの医療とは違って、データを保有している人たちあるいは使いたいと言っている人たちとの間で、必ずしも連携に向けたインセンティブが整合していない分野なのかと思っています。ここは連携することによって申し上げたような幸福追求権の実現みたいなことが期待できるにもかかわらず、ある種の囲い込みによる個別最適化にとどまっているところがあるのかとも考えられる部分かと思っています。そうすると、大きな視点として誰一人取り残さないデジタル化みたいなことをやっていくのであれば、その実現にとって、特にファイナンシャル・ウェルビーイングの実現にとって本質的だと言えそうなデータについては、義務づけも視野に入れて連携を議論していく必要があるのかと思います。

そのことについてなのですが、さらに言えば、分断されたデータを各社が囲い込むことによって生じる部分最適みたいな状態よりも、デジタルエコシステムとして全体最適化するための基盤を法的、技術的に構築することによって、結果的に個人最適化につながる新しいビジネスが出てきますと、産業全体としても成長することが期待できますし、先ほど申し上げたように、それができるようになると、さらにそこを通じてファイナンシャル・ウェルビーイングが向上していくといったいいサイクルも考えやすいところだと。

現状、連携の最初のコストをどう負担するのだとか、維持のコストをどう負担するのだという問題があるということはそのとおりだと思うのですが、鶏と卵になってしまっている可能性もあるのかという分野な気もしていて、つまり一旦連携が進んでいって様々なサービスが出てきて、個人最適化されたサービスで国民一人一人が大変大きな便益を受けるようになってくると、その対価としてこれぐらいならば支払っていいよという部分が出てくる可能性もないわけではないと考えられます。ここはある意味、いわゆるアンチコモنزみたいなになっている可能性もあるかと思っています。先ほど申し上げた良いサイクルの創出が本当に期待できるのであれば、少なくともイニシャルコストに関しては負担したとしても、公的に何か負担する仕組みを考えたとしても、その後は自走していく可能性も高い気もしますので、その辺りも含めて義務づけを視野に入れて連携させることを議論していくことは非常に重要なのではないのかと思いました。

あと、これは現状の話へのご質問なのですが、個人最適化されたサービスをどうやってやっていくのか、それによって幸福追求権をどう実現していくのかという観点から見た場合には、経産省さんの資料にあったものだと思うのですが、現状開放されていると言われている事例がこういった観点から適合的に進んでいるのかが気になっています。つまり、カードにはいろいろな種類があって、個人が使っている決済カードもあれば、法人カードみたいなものもあったりするのかと思うわけです。今の文脈はどっちかというと、ファイナンシャル・ウェルビーイングなどをすると、個人のカードに関する情報連携みたいなものが進んでこないとなかなか意味のあることにつながってこないと思うので、この辺りの開放の状況について、現状はどのような感じなのかといった点につきましても、

お聞かせ願えればと思ったところです。

すみません。長々とお話しましたが、以上ということになります。ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございました。

時間はあるのですが、発言者も多いものですから、なるべく簡潔にお願いしたいと思いますが、次はオンラインから先に行きますが、経団連の岩村構成員、どうぞ。

○岩村構成員 ありがとうございます。

医療と金融について2点コメントいたします。

まず、医療データについて、事務局資料の4ページ目ですが、2次利用可能な範囲の拡大、データ収集、利活用の仕組みを含むグランドデザインの検討をはじめ、検討主体・工程の明確化などを盛り込んでいただいたこと、感謝いたします。国民皆保険制度下で蓄積されたヘルスデータは潜在的に大きなアドバンテージがあると思います。米中の企業がデータ収集を加速している中で、連携・活用が遅れば日本の優位性が失われかねませんので、データ連携の取組と法制度の整備の両面においてスピードアップを図ることが重要だと思っております。

この分野のデータ連携は、長らく議論をされていますが、実態としては遅々として進んでいないと感じております。先ほど稲谷構成員からも御指摘がありましたけれども、これまで何が障害だったのか、コスト負担など様々あると思うのですが、そういった点を明確にしつつ、国民が安心して健康で豊かな生活を送るために必要な措置という観点、また、これはあえて書く必要はないと思うのですが、保険財政の持続性確保といった観点からも、着実かつ迅速な措置が講じられていくことを期待しています。この観点から、医療分野の取りまとめの方向性というところの2つ目の○に、スケジュールの明確化をぜひしっかりと書き込んでいく必要があると思っております。

2点目、金融分野について、消費者が対価を払うことに足りる価値を生み出して提供ができるかといったことも含めて、データの提供元・利用者の双方にとって経済合理性があってウィン・ウィンの関係が成立する形で、データ連携が実現することが重要だと思っています。まずは関係者で丁寧に議論することが必要だと考えております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございました。

続いて、五十音順で行きましょうか。

岡田構成員。

○岡田構成員 岡田でございます。

モビリティと医療、金融についてそれぞれコメントと質問をさせていただきたいと思っています。

モビリティについては、落合構成員の御発表、大変参考になりました。モビリティについて1点質問なのですが、自動車に関するデータ法の特別法というようなお話

がありました。ブランドをまたいだアフターマーケットの形成の重要性や、データ法だけでは不十分な部分があるのではないかという問題意識はよく分かった一方で、発表資料に記載されているような問題意識は必ずしも自動車製品には限られず、コネクテッド製品全般に多かれ少なかれ通じるような部分もあるのかと思っていて、特に自動車に関してデータ法との関係で特別法を議論されていることの背景について、特有の事情など、もう少しお伝えいただけたところがあれば、あるいは自動車以外にも似たような問題意識があって特別法が議論されているような領域があるのか、御示唆いただければと思いました。

医療についてなのですが、資料2でお示しいただいた方向性について、私も大きく異存はなく、賛成でございます。特にグランドデザインを描いていくとか、主体や工程についてきちんと明確にしていくというところは非常に賛同できる場所です。特にこれまで次世代医療基盤法なども含めていろいろな試みがされてきましたけれども、当初期待されていたほどには活用されていない現実もあると理解していますので、ここは大胆に進めていくことについて具体的に工程を描いていくことが大事なのかと思っています。そのような教訓も踏まえて、過去の議論のしがらみなく大胆に検討していくこと、その中でこれまで創設してきた制度のそもそもの位置づけなども含めて再考していくというところも視野に入れて検討していくことが大事なのかと思ひますし、この医療の中で様々な成果が得られれば、翻って、いわゆる匿名加工情報や仮名加工情報など、医療に限らず一般に共通する制度の在り方についても様々な示唆が得られる可能性があるのではないかと期待をしているところです。

また、医療分野における今後の検討に際し役割分担をしていくことはもちろん非常に大事なのですが、他方で例えば個人情報法と倫理指針の関係など、整合性をきちんと確保していかなければならない部分もあるので、役割分担はきちんとしつつも横断的に整合性のある形で全体のデザインを描いていくことも、当然ですがとても大事であるように思ひました。

最後に、金融についてなのですが、APIについての資料4での経産省の取組も拝見しまして、大変参考になりました。これをどう評価するかということについて、例えば先ほどの大手のクレジット会社のうち、8社のうち5社に対応しているということで、もちろん一定の前進があると評価することもできるのですが、他方で8社のうち5社なので、大手だけ見ても6割程度にとどまっている、もう少し工夫や改善の余地があるのではないかという点も事実なのかと思ひます。ファイナンシャル・ウェルビーイングの観点も含めて、金融の分野でももう少しデータポータビリティー的な側面も加味して開放していくことを政策的により強力に推進していくのであれば、もう一歩踏み込んでこれまで以上に検討を進め、施策を打っていく必要はあるのではないのかと思ひております。

その具体的方法はいろいろあると思うのですが、一つには銀行法の努力義務と似たような方法でやっていくのも考えられますし、他方で、法律でいきなりそのような形で踏み込んでいくのが良いのかということについては、是非も含めて意見が色々あると思ひ

ます。銀行法のようなアプローチを採っても、銀行業界・銀行法の世界観と、クレジットカードや電子マネーの業界の世界観は違うところは当然多くありますので、同様のアプローチが本当にワークするののかという問題もあり、最終的にはまだ検討の余地があると思いますけれども、法律での対応というアプローチも含めて広く選択肢の中には入れて議論することが大事だとは思っております。

あと、先ほど大手のカード会社8社のうち5社が対応しているということですが、8社のうち5社がやっているということは、一定のメリットを感じておられる、またインセンティブもある会社があるということだと思うので、実際に導入している会社がどういうメリットやインセンティブを感じてやられているのかももう少し踏み込んで検討するというのも1つあるかと思いました。今後、法律での施策、法律以外での施策の選択肢をそれぞれ幅広にもう少し踏み込んで検討して進めていかないと、これ以上具体的に本当に開放に向けた動きが進んでいくのかどうかは疑問に思うところもあるので、そこはきちんと考えていく必要があるかと思いました。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。

落合構成員、どうぞ。

○落合構成員　私は御質問いただいていた部分もありますので、それも含めて発言いたします。

まず、上野山構成員から、資料について触れていただいた点についてです。こちらは私のほうで、あくまで個人的に私論として比較をさせていただいたものではございますので、また事務局の中でも、ぜひこういった分野の切り方がいいのかも含めて御検討いただけると、今後の議論の拡充という意味で、非常にいいのではないかと個人的には思っています。

続きまして、岡田構成員から御質問があったデータ法に関する点です。こちらはまず岡田構成員におっしゃっていただいた、アフターマーケットは自動車に限らないのではないのかという点については、これはデータ法の中でも、そのような目的が示されていると思ひまして、これは自動車だけではなくIoTデバイス一般について、アフターマーケットにおいていわゆるメーカーだけではなく事業者が参入できるようなマーケットデザインをつくりたい、ということが欧州の中にあるように思っております。そういう市場の形成を図るような政策を取るのかどうかとも密接に関わってくると思いますので、これは法令自体もそうですが、そういう思想があるのではないのかという背景も御評価をいただいたほうがいいと思います。

また、モビリティーにつきましては、スライドの一部に自動車ブロック適用除外規則に関して見直しをしていくという話も書かせていただいておりますが、もともと自動車の関係でもアフターマーケットについて一定程度参入できるようにしていったほうがよいという議論自体は、もともとデータ法の前から、別の法整備や競争政策の考え方も含めて、欧州においてはそういう考え方が整理されていたと思っております。

その中で、改めてなぜ自動車の場合についてですが、2つ前のスライドをもう一回お示しただけかと思いたいますが、単純に蓄積されているデータというだけではなくて、車載機能や、またその中に組み込まれているようなインターフェースや、それを使った作業であったり、情報収集などをしたりという部分の整備がないと、十分にメンテなどができないのではないか、ということが言われています。データ法では、そこまでのデータや機能を提供しないといけないかという、必ずしもデータ法だけではそこまで言われていないように思っております。

もちろんリアルタイムの情報を出すにこしたことはないと思いますが、義務としてそこまでの情報や一定の機能に対するアクセスまでは明確にかかっていないと思います。そういう背景もあって、自動車については一般的なデータ法で言われているよりもさらに広い範囲で、システムやデータにアクセスができないと、十分にもとものアフターマーケットに関する市場の競争環境を整備するという意味では、不十分ではないかと思われる事情があります。アフターマーケットの業界側から議論になっているところもありますし、消費者団体からも、消費者に裨益するところがあるものとして、アフターマーケットで選択肢が増えることを捉えています。消費者にも裨益する部分があるのではないかと、という視点を持って議論されているように思っております。

ここまでが御質問いただいた点に対する御回答です。

私のほうで、まず医療について2点申し上げたいと思います。

医療については、1つが、安中構成員もおっしゃっていましたが、1次利用に関する部分も含めて、しっかりグランドデザインの中に入れていき、制度、システムともにしっかり検討していくことが重要ではないかと思っております。直接的には医療自体の向上が図られることが重要であり、その中でたまってきているデータを踏まえて、2次利用されていくことが非常に重要ではないかと思っております。

また、システムのアーキテクチャーについても、データベースについて特に光が当たった議論になっていると思いますが、システムの連携やインターフェースの整備、日本の中でも既にマイナポータルのようなものが、ある種のアクセスポイントとして整備されていたりする部分もあると思います。そういった側面の継続的な整備も入れていただけないかと思っております。ただ、排除されているものではないと思いますので、今後書き込んでいく中で御考慮いただければと思っております。

続きまして、金融についてです。こちらについてはまず金融庁様に御質問をと思っておりました。非常に充実した御説明、取組にもつなげた形でデータの有用性について御説明いただいたと思っております。具体的に今後電子マネーやもしくは証券、保険などについて、どういう形でデータの連携環境を整備されていく可能性があるのか。もしかすると直接の御担当ではない、金融教育の御担当を藤岡様はされていますので、難しいところはあるかもしれませんが、可能な範囲で教えていただければと思いました。

続きまして、経産省に関する部分です。事務局の資料の中で後ろのほうにございました

が、未来投資戦略を踏まえて、その次の経産省のスライドをお願いいたします。この中では、先ほど御紹介いただきましたが、平成29年の報告書の中では改めて「API連携が円滑に進まない等、ガイドラインでは実効性が確保できない場合は、法令を含めた対応を改めて検討することが適当である」と書かれておりまして、現時点で銀行分野においては130以上の銀行が、多くの地域金融機関も含めて提供されていると思いますが、クレジットカードは、先ほど岡田構成員からも御指摘がありましたが、大手の中でも6割程度にとどまっていることからしますと、かなり銀行に比べると数字が出ていないように見受けられます。これに対する法令を含めた検討をなされた形跡は、特に御提示いただいていないように思いますので、この平成29年の文書、これは閣議決定された未来投資戦略に基づいて整備されるものだと思いますが、それに対する履行がされていないように見受けられます。

2点目といたしまして、このファイナンシャル・ウェルビーイングなどについて金融庁からも御説明をいただいている、今後どういうデータ整備をされるかはまた改めて御説明いただくとことはありますが、金融法制の中で諸外国においては例えば欧州のPSD2、PSD3の話もしておりますが、決済サービス指令の中でも特にこれは日本以外の国は基本的にそういう場合が多いかと思いますが、クレジットカードと銀行は別の法制としては整備されていない場合が一般的であろうと思っております。そうしますと、銀行ができていて、さらに電子決済という文脈の中では、クレジットカードは40%に迫ってきているというキャッシュレス決済比率の中でも、伸びとしては電子マネーのほうが直近の差分は大きいかもしれませんが、全体の電子決済の中での割合はクレジットカードがかなり大きな割合を占めているところがありまして、せっかく金融庁でもそういったファイナンシャル・ウェルビーイング、資産運用立国を踏まえた取組を進めていく中でも、あえてここで法令が分断されていることによって、重要部分のパーツが失われてしまっているように思います。こういった部分について、しっかりクレジットカードにおいても、銀行等と足並みを合わせて整備をされることが、極めて重要ではないかと思えます。

また、経産省の資料¹ですが、2ページでございますのが、日本クレジットカード協会と電子決済等代行業者協会という2024年9月の点と記載された点などもございますが、ここはクレジットカード協会なのか、日本クレジット協会なのかいうところもあるように思いますので、その辺りは少し事実関係を確認していただいたほうがいいのかと思います。

また、コストなどの議論がなされてございますが、コストの点につきましては、おおむね金融分野、銀行のほうでは地方銀行、地方の地域金融機関で数千万円程度の場合が多かったのではないかと接しておりまして、クレジットカード会社と銀行との間でももちろんシステム構成やレガシーさの度合いであつたりだとか、相違点もあるでしょうけれども、大手のクレジットカードの会社の中でも、大手なのかどうかはあれですけれども、1000万円程度で構築したような事例も接してございますので、ここのAPI連携の部分もコストがどこまで本当に強調されるべきものなのかどうかはしっかり実態調査が必要のように思います。

政府全体として、今後このクレジットに限らずだと思っておりますけれども、アクセスポイントやプロトコルの整備は極めて重要だと思っております、システムに依拠してしまっているといけない。そうすると個別のことしかできなくなりますので、そういうところを本当にどのようにつくっていいのか、整備を支援できるのか、また実際にどのくらいの費用がかかるのかといったところは、よくこの分野に限らず検討して行って、こういったところではつまづかないようにしていく取組が重要ではないかと思っております。

私のほうは以上でございます。

○森田座長　ありがとうございます。

それでは、越塚構成員、丹野構成員、お願いします。

○越塚構成員　今日、御説明の皆さん、ありがとうございます。

自分のやっている分野のことで、ほかのことは分からないので、モビリティのところで、特に海外事例等を中心にありまして、そこの辺り、御質問も含めて御意見を伺いたいと思います。

まず、このモビリティという分野は、データということでいうとかなり従来からデータは流通していて、国民の間でも国民が直接かつ日常的に大分使っていて、道路交通情報やカーナビ、乗換案内、いろいろあります。そうすると、これは民のほうも官のほうもビジネスモデルというかサービスモデルというかエコシステムがもうできてしまっていて、それはいい面もあるのですが、モデルから外れてしまっているものはなかなかやりづらくて、今日落合構成員からお話があったようなオープンデータっぽい話のその手のことから得られるようなベネフィットはなかなか得意ではないところがあるのは課題かと思っています。

モビリティに私も関わっていて思うのが、あまりに多過ぎでカオスになっていて、全部把握している人は国交省さんでもいらないのではないかとというぐらいたくさんあるところで、ある程度少し意識的にワンストップ化するか、整理体系化とか、まさにデータスペースみたいなものが要るのかと思います。

御意見を伺ってみたいというのは、こういうものを現場でもいろいろやっている中で、特に官民分担の問題は官と民のことで思っておりまして、今日海外事例を御紹介いただいたのですが、落合構成員に御質問が3つぐらいあるのですが、1つは、今日は欧米の御紹介が多かったのですが、日本を入れて比べたときに、僕もあまり整理して比較したことはないのですが、端的にどのような違いがあるかというところ、モビリティの場合だとヨーロッパのほうはかなり官が直接鉄道にせよバスにせよ運用している中で、日本は大分民営化してしまっている中で、やり方が全然違うところでのデータの扱いがあると思うので、その点も考えて違いがあるかというところだと思います。それが第1点です。

そのときに、民というほうに焦点を当てると、私もこれはデータ関係のところではモビリティ関係の会社に民のところに行くときと大体言われるのは、俺たちは民間企業なので、これは民間企業の財産なのだからいろいろ言うな、そもそも介入するなみたいな話と、今日

の何とか指令という話は随分ギャップがあって、ここはどうしていったらいいのかということが2つ目の落合構成員への質問です。

逆に、今度は官のほうになると、官も官である程度出来上がっていて、モビリティに関しては、政府が整備したデータに関しても社団法人をつくって受益者負担で経済的税負担が生じない形で出すことが多くて、これでいいのではないのとしょっちゅう言われて、これ以上はどうしろというのという話があって、ただ、そうすると、さっきのようなオープンっぽい話で、それは端的に言うと目的外利用や新しいことに既存のデータをどう使うかということとはとてもやりにくいというのはあるかと思うのですが、この辺の今の社団法人をつくって受益者負担で出していくというのは典型的なやり方なのだと思うのですが、それに関して何か落合構成員のほうでもうちちょっとこうしたほうがいいのではないかなど、その辺があれば御意見をいただきたいと。落合構成員への質問ばかりで申し訳ないですが、よろしくお願いします。

○森田座長 では、丹野構成員。

○丹野構成員 医療と金融についてそれぞれ申し上げます。

医療分野について、事務局に取りまとめをいただいておりますので、これまでの議論を踏まえれば、今後の検討の内容に賛同いたしますし、きちんとやっていくべきだと思います。その際に、個人情報保護法は3年ごと見直しの議論の渦中でありまして、隣に佐脇事務局長が座っていらっしゃいますが、この推移を見つつではありますが、それを踏まえても医療データの準公共性、社会的必要性と個人データのリスクというものについては、バランスの観点から検討できるものに今はなっているのではないかと考えております。そして、方向が定まれば目標を長期に設定するのではなく、迅速な対応が行われるべきだということは明らかでありますので、工程の明確化に賛成をいたします。

金融分野については、これも1つなのですが、個人の視点、利用者の視点からいっても、API連携によって利便性だけではなくセキュリティが強化されるのであれば、その実現を迅速に行う必要があると思っています。

少し横道にそれてしまいましたが、今、ネット証券において何者かの不正アクセスを受けて個人顧客のIDとパスワードが盗まれて、盗んだ彼らによって個人の顧客が被害を受けて、IDとパスワードを使って顧客が知らないうちに無断売買がされるわけです。その無断売買された顧客に高額の損害が出ているという事件が報道されております。顧客のIDとパスワードは正しいものなので、証券会社サイドから言わせれば、証券会社には過失はありませんという主張になりますが、そもそも仕組みを提供しているのは証券会社ではないのか、また個人顧客には防ぐ手立てがそもそもないのではないのかという主張の争いだと思いますので、消費者サイドとしては帰趨に注目をしております。

何を申し上げたいかというと、セキュリティの強化は必須であり、待ったなしであります。どんどんたくさん事件が起きています。クレカの不正利用は何十万件も毎年あります。APIでセキュリティの強化が可能なものはぜひ取り入れてほしいです。

先ほど落合構成員がおっしゃいましたけれども、キャッシュレスの時代になりまして、日常的な決済手段として現金で払うのではなくて、みんなペイペイなどの電子決済手段がクレカでお支払いになるという時代なので、そういうことを踏まえれば、7年前と全く様相が違いますので、ぜひとも迅速な対応が必要だと思っております。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。

構成員の方は一通りご発言いただきましたが、他に特に発言の御希望はないでしょうか。

時間がだんだん少なくなってまいりましたので、これからお答えいただきたいと思いますが、その前に私も一言だけ質問をさせていただきたいと思います。医療関係の情報で、今後の役割分担の明確化とスケジュールの明確化と言っているのですが、ここだけ文章も「検討してはどうか」という質問文になっております。これは今、伺っている限りでは異論は全く出てこなかったと思うのですが、具体的にどういう形でこれを進められていくのかについて、現時点でお答えいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山澄審議官　まず冒頭、上野山構成員からありました全体の制度見直しの立てつけの点でございますけれども、これまでの検討会の議論では横串の全体の横断的なテーマと、ティピカルに課題を抽出される医療等々の分野という2つの軸で考えてきたことがございまして、今、事務局でもいろいろと想を練っておりますけれども、今のところはその2軸で考えておりますが、それに加えて、今日落合構成員の資料にありました準公共というコンセプトとどう絡めるのか絡めないのか、また別のコンセプトがあるのかどうか、それは検討を重ねているところでございますので、しかるべきタイミングでまた御相談に乗っていただければと思います。

続きまして、医療の分野について担当からお答えいたします。

○坪井参事官　ありがとうございます。

医療の分野に関しましては、まず安中構成員、それから落合構成員からグランドデザインの意味するところあるいは1次利用を含めた議論の必要性に関して御指摘をいただいたと承知しております。こちらに関しましては、資料にも多少記載がございまして、我が国としてまだまだ十分な議論が足りていない2次利用、全体像の議論を1つの入り口としまして、当然密接に関連してくるあるいは2次利用の前提となる1次利用も含めまして、我が国として取り組むべき内容をしっかり明らかにしていくという趣旨でございますので、その意味では構成員御指摘の内容を含めているとは認識しておりますけれども、当然1次利用と2次利用が分断しないように、一体的な検討の必要性はこれまでの検討会でも御指摘いただいておりますので、その趣旨に誤解がないように今後の方針に向けた表現ぶりにおいて考えさせていただければというところでございます。

それから、座長からも御指摘がございました具体的な役割分担の部分でございますけれども、医療データの利活用、こちらにもありますように、関係省庁が多いという中で、省

庁横断的な、そして総合的な議論が重要と思っています。その意味で申し上げますと、例えば総合調整機能を有します内閣府で検討の取りまとめを行っていただきつつ、一方で、検討に当たっては医療行政を所管する厚生労働省の主体的な関与も必要になってくるかと思しますので、こういったものを前提としながら、またデジタル庁、関係省庁とも一緒になって検討をしていただく、そして、その検討内容にしっかり責任を持っていただくような体制にしていくことを1つの形として想定させていただいているところでございます。

私からは以上です。

○森田座長 それでは、金融庁、経産省から構成員から出た御質問についてお答えいただけますでしょうか。

まず、金融庁からお願いいたします。

○藤岡室長 金融庁の藤岡です。

本日のプレゼンに関してということでお答えするならばということですが、J-FLECでは金融リテラシー向上やアドバイスを受けやすい環境を整えて、それを究極的にはファイナンシャル・ウェルビーイングに結びつけていくということです。4ページのスライドをお願いします。現状、アドバイスに必要と思われるデータが分散しているということなので、それを将来、中長期的には見える化して、それが1か所に集約されるとよりよいアドバイスを受けられることになると考えております。

見える化された金融データを基にサポートと書いてありますけれども、金融庁は実際に何をしていくのかという御質問だったと思います。本日の議論でも、実際にそのデータを共有するということについては様々な議論があると承知しておりますので、我々としては、まずJ-FLECを中心に、仮にJ-FLECでアドバイスをした場合にはどういった情報が重要であると現場で考えているのかとか、必要な情報が一体何なのかというところから議論をしていくということが最初のステップなのかと思っております。その次のステップということで、実際にそういったデータを共有する場合にはどうなのかということになるかと思っておりますけれども、まずはどういった情報が必要で、どういった情報がどこにあるのかを整理していくということかと思っております。

私の担当としてはまずはこの点についてお返しいたします。

以上です。

○三浦参事官 金融庁の三浦と申します。

さらに補足させてください。API連携を進めるに当たって、例えば法的な義務づけ等々についての御指摘もございました。私どもの基本的な考え方としては、先ほど藤岡からありましたとおり、個人のファイナンシャル・ウェルビーイングを進めていく観点から、データの共有等々についてそれを目指していくという全体的な方向性についてはまさにそのとおりかと思っておりますが、それが中長期的にエコシステムとして盤石になるためには、データを持つ人、出す人、そして消費者全体としてウィン・ウィンになっていくことが非常に重要だと思っております。そういった観点から、例えばAPIの法制化ありきというところ

ろからスタートしてしまうと、どうしても様々な議論が出てきてしまうと考えております。まずは先ほど藤岡からもありましたとおり、例えばJ-FLECという器を使うかどうかはともかくとして、まずは関係者でしっかり議論していく、その中に御指摘のございました例えばセキュリティーをしっかりやっていくということや、本質的に何のデータが必要なのか、そういったところからしっかりと議論を積み重ねていきたいと考えてございます。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。

それでは、経産省、お願いいたします。

○平林室長　経産省でございます。

まず、冒頭のほうで個人・法人それぞれの、ファイナンシャル・ウェルビーイングという観点では個人を進めるべきではないのかというお話があったと思うのですが、当省のアンケートでこのAPI連携済みと回答した5社の大半は個人・法人両方で少なからず進めているとの回答でございました。ただ、個人・法人の進捗具合は各社の戦略等によって異なっているようでございまして、全体としての進捗状況については確認をしていく必要があるかと考えております。

重なる御質問があったと思うのですが、法律と法律以外の施策に踏み込んで進めていく必要、法律で義務づけるべきではないのかといったお話もあったと思います。その点に関して、まず先ほど金融庁さんもお話がありましたけれども、ファイナンシャル・ウェルビーイングといった目的自体は全然否定するものではなく、むしろ賛成していく話でございしますが、民間の投資が必要である以上、法律の規制はかなりハードルが高いかと考えております。銀行法の努力義務について我々も承知しているところでございますが、法律体系や業界の特性は異なっていると考えていますので、その点の考慮も必要かと思っております。

また、複数の方から御指摘もいただいておりますけれども、業界のインセンティブ、一定はあると認識をしております。中長期的な視点も含めてインセンティブを明確にしている理解を深めるということで、事業者が費用対効果を感じてAPI連携が進んでいくことが望ましいと考えてございまして、まずはそのような形で進めていければと思っております。

いずれにせよ、先ほど三浦参事官からもお話がありましたけれども、関係者間の納得を得ることが重要であると考えてございまして、法律による義務づけの議論の前に、実態調査をしっかりとした上で、関係者間の意見をしっかりと聞いた上で進めていくことが重要ではないかと考えております。

以上でございます。

○森田座長　どうぞ。

○落合構成員　越塚構成員から御質問いただいておりますところですが、まず日本と欧州で比べてどうかというところで、欧州の場合ですとオープンデータに関する整備というところが制度も含めてかなり強くなされているということと、先生にもおっしゃっていた

だいたように、公的セクターの割合がもともとかなり強いところが、交通サービス自体について欧州のほうはあるかと。日本は逆に言うと極めて民営化をかなりドラスチックに進めたほうではあると思いますので、そこの業界の構造自体が違うという中で、一般的にはオープンデータ自体をしっかり出していこうというのは、欧州だけではなくてアメリカもそうだと思いますが、かなり強く進められているというところがありますので、そういう意味では非常に欧州のほうが構造的に進めやすい、また理念的にもそのようにやりやすいような状況があるところが、まず一番大きな違いではないかと思っております。

民についてまたどのように捉えていくのかというところで、おっしゃっていただいたように、先ほどの資料の中でもフランスの事例なども示させていただきましたが、ヨーロッパの中でも民も含めて義務づけをしている例もなくはないところではあります。ただ、それが唯一の解なのかというと、そうでもないようなところがあるように思っておりますし、欧州のデータスペースなどをやられている方々と話をしても、自発的に出していってもらえるような仕組みであったりですとか、ビジネス上、回るような仕組みが整備できるのであれば、それにこしたことはないのではないかという議論はよく接するところでもあります。

一方で、特に重要なデータになってくるようなところを日本では民間が担っているという場合に、そこをどのように考えていくのだろうかというのは、ヨーロッパと必ずしも並行ではないような議論のところもあるように思っておりますし、その中でモビリティデータを利用したような、より利用者に寄り添ったような、もしくは安全性確保や災害対応などもできるような仕組みを、どういう形でそういうマーケットを形成していくのか。また、それに対して当初からの競争法の視点もあったかと思います。場合によってはそのような話が妥当するような範囲があるかないかは議論されるべきところなのかと思っております。

最後に、社団法人などをつくったりして受益者負担をというようなやり方であったりということも御指摘がありましたが、欧州のモビリティデータスペースの中でも、受益者によって金額を変えたりしているという話は例えばGAIA-Xなどからも聞いてございまして、彼らもアクセスする企業の規模の大きさによって若干金額を変えたりして、ただ、その上でまた別にフランスの事例も御紹介させていただきましたが、日本の中でSIPの中でフランスについて調査されている資料も資料をまとめる中で接しておりましたけれども、そういったところの報告によると、そういったデータを出してくださる方々を補助するような役割を、ある程度予算を拠出して、10人前後ぐらいの構成員とその資料には書いてございましたが、そういう方がサポートをしていたりするというところがありました。一部、受益者負担や公費負担も組み合わせていったりはしながら、ただ、ビジネスが回りそうなところについては、そういった要素を取り入れていったほうがより健全ではあると思います。一方で、ビジネスだけで放っておくとどうしようもないという場所には、公共的な意味があるようなことであれば相応の支援なりを行っていくことは重要なのではないかと

思います。

○森田座長 ありがとうございます。

時間が来ておりますけれども、生貝構成員と異構成員から御発言の御希望があるということですので、お二人からなるべく簡潔にお願いいたします。

それでは、生貝構成員、どうぞ。

○生貝構成員 最後に大変申し訳ございません。

一言だけ、今日議論になりました特に金融分野のAPI接続というところ、今回この検討会全体の主題であるところの本人主導のデータ活用という意味でも最も中核になるところの1つかと思います。特にクレジットカードのAPI化につきましては、私も7年前の報告書を読ませていただいたのをよく記憶しておりますけれども、まずはソフトローで、そしてより実効的な制度へという形の段階的な方法もこの分野ではしばしば取られるところ、そういう意味でもそろそろこの機会に制度化も積極的に考えていただきたい。そしてまた、API化には当然コスト負担の論点が出てくるところ、これは以前も述べたところでございますけれども、コスト負担について、この分野の特殊性も考慮しながら、分野横断的な原則をこういった場で考えていくということも有用ではないかと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、異構成員、どうぞ。

○異構成員 手短にということで、行政保有データのオープンデータ化に関してのみコメントなのですが、本日冒頭に佐脇事務局長がおっしゃっていた説明と関わるところなのですが、基本的には行政機関は自らの所掌事務があつて、その事務を遂行するために必要なデータを取得して、活用して、施策を打っていくということになりますところ、その流れの中にオープンデータが入っていないということが、重要な問題なのだと思います。

今回、モビリティのところでも触れられておりますように、確かにEUでもオープンデータ指令というものができていて、ハイ・バリュー・データセットについてはオープンにせよということが言われているのですが、これが指令にとどまっているのは、行政に関する法制がEU加盟国ごとにかなりばらばらで、かつ、先ほど申し上げたような、行政の所掌事務の中にオープンデータが本来的に入っているのか、そうではないのかという話もあつて、規則による一律の規律になじまないからだと思います。その点で、民間部門とはかなり違っているのだらうと思います。

さはさりながら、オープンデータ指令というものができていることは非常に重要でして、日本でも行政機関の所掌事務を着実にこなしていただくことを基礎にしながら、オープンデータを確実に実装していくために、この指令の仕組みは非常に参照価値が高いと思います。以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、まだ御発言はあるかもしれませんが、時間が参りましたので、本日は

これくらいにさせていただきたいと思います。

最後、事務局から。

○山澄審議官 次回の日程でございますが、第10回の検討会は4月24日の10時からの開催予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○森田座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日のデータ利活用・システム検討会は終了いたします。